

柳生南町内会会員の皆様へ

令和 3年4月5日
柳生南町内会
会長 阿部 欣也



「緊急」ご連絡事項

桜花の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当町内会の諸活動にご協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染が拡大している宮城、大坂、兵庫3府県に「まん延防止等重点措置」が、4月1日に政府により全国で初めて適用されました。

この事により、地域活動にも大きな影響が出ており一刻も早い終息を願うものであります。

当町内会では4月4日の役員会にて「令和 3年度定期総会」に向けて、下記事項が決定されましたので急ぎご連絡申し上げます。

記

1. 令和 3年度柳生南町内会総会は「書面表決」とする。
(令和 3年度総会資料及び「書面表決」用紙につきましては別途配布致します)
2. 令和 2年度事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い各種活動が中止となりましたので、令和 3年度の会費徴収は下記の様に行います。

1) 令和 3年度の1世帯当たり会費及び年間収入見込み

月 別	金額(円)/世帯	金額(円)
4~6	600	699,600
7~9	1,000	1,166,000
10~12	1,000	1,166,000
1~ 3	1,000	1,166,000
		4,197,600

2) 令和 3年3月末退会会員に対する返還金

*ナイスアーバンスティツ区の54名分として

54世帯×400円=2,1600円

*その他令和 2年度中の退会者が出た場合にはその都度400円/世帯を返却する。

3) 令和 3年4月以降に町内会に入会された方は、会則通り4,000円/年となります。

以 上